

大分大学大学院福祉社会科学研究科委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年福祉社会科学研究科規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第7条第2項の規定により、大分大学大学院福祉社会科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 大分大学大学院福祉社会科学研究科（以下「研究科」という。）の授業を担当する教員

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の教育研究業績の審査及び選考その他教員の身分に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (6) 上記に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項
- (7) その他研究科に関する事項

(委員長)

第4条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 研究科委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 研究科委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、他の規則等に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(委員以外の出席)

第6条 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 研究科委員会の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 18 年福祉社会科学研究科規程第 1 号）
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年福祉社会科学研究科規程第 3 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年福祉社会科学研究科規程第 1 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年福祉社会科学研究科規程第 1 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。